

○熊本市環境総合センター条例

平成 7年 3月16日
条 例 第 26 号

(設 置)

第 1 条 環境の保全及び保健衛生の向上に対する意識の高揚を図るため、熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位 置)

第 2 条 センターは、熊本市画図町大字所島404番地1に置く。

(使用許可)

第 3 条 センターの施設及びその設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可に付した条件に違反するとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (7) その他のセンターの管理上支障があるとき。

2 使用の不許可等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(平15条例12・一部改正)

(使用料)

第 5 条 第 3 条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(立入りの制限)

第 7 条 市長は、次の各号の一に該当する者のセンターへの立入りを禁止し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) センターの秩序を乱すと認められる者

(職員の指示等)

第8条 使用者は、施設等の使用に当たっては、職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(平14条例44・一部改正)

(損害賠償)

第9条 施設等をき損し、若しくは滅失させた者は、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成7年6月30日規則第52号で平成7年6月30日から施行)

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表

(1) 学習ホールに係る使用料

時間 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
学 習 ホール	2,000円	2,500円
冷暖房設備	700円	700円

(2) 和室研修室に係る使用料

時間 区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで
和 室 研 修 室	400円	500円
冷暖房設備	100円	100円

○熊本市環境総合センター条例施行規則

平成 7年 6月30日
規 則 第 53 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、熊本市環境総合センター条例（平成7年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第 2 条 条例第 3 条の規定により熊本市環境総合センター（以下「センター」という。）の施設及びその設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、熊本市環境総合センター使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月前 1 月から使用日前 7 日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、施設等の使用を許可するときは、熊本市環境総合センター使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用中止の届出及び使用許可の変更申請等)

第 3 条 施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用開始前に使用を取りやめるときは熊本市環境総合センター使用中止届（様式第 3 号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市環境総合センター使用許可変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届及び申請書は、使用日の 3 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用者が条例第 4 条第 1 項の規定に該当すると認めるときは熊本市環境総合センター使用許可取消（変更・停止）通知書（様式第 5 号）を、第 1 項の規定による変更申請を適当と認めるときは熊本市環境総合センター使用変更許可書（様式第 6 号）を使用者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第 4 条 使用者は、使用許可の際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 3 項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、熊本市環境総合センター使用料減額・免除申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(休館日)

第 6 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 12月28日から翌年1月4日まで

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 施設等は、引き続き3日間を超えて使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 センターに入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火気の使用をしないこと。

(2) 飲酒をしないこと。

(3) センター内で物品を販売し、又はこれに類する行為をしないこと。

(4) 環境総合研究所（以下「研究所」という。）の業務に支障がある行為をしないこと。

(5) 研究所の研究施設等に立ち入らないこと。

(6) 施設等の使用をする際に、入場料又はこれに類するものを徴収しないこと。

(7) 動物類（身体障害者補助犬を除く。）又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品を携帯しないこと。

(平14規則84・一部改正)

(き損滅失届)

第9条 使用者は、センターの施設等をき損し、又は滅失させたときは、熊本市環境総合センター施設等き損（滅失）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成11年4月28日規則第36号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月27日規則第84号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

様式第1号～第8号は省略

○熊本市環境総合研究所手数料条例

昭和56年 3月31日
条 例 第 15 号

改正 平成 7年 3月31日条例第36号

(題名改称)

(趣 旨)

第1条 この条例は、熊本市環境総合研究所（以下「研究所」という。）における衛生試験、検査に関する手数料の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(平7条例36・一部改正)

(手数料の額)

第2条 研究所における試験及び検査の手数料の額は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額とする。

(手数料の納付等)

第3条 研究所の試験、検査を依頼しようとする者は、前条の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第4条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(委 任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年6月30日規則第42号で昭和56年9月1日から施行)

附 則 (平成7年3月31日条例第36号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

別表は省略

○熊本市環境総合研究所手数料条例施行規則

昭和56年 6月30日
規 則 第 43 号

改正 平成 7年 3月31日規則第16号

(題名改称)

(趣 旨)

第1条 この規則は、熊本市環境総合研究所手数料条例（昭和56年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平7規則16・一部改正)

(試験、検査の依頼)

第2条 熊本市環境総合研究所（以下「研究所」という。）に試験、検査を依頼しようとする者は、市長に試験検査申請書（様式第1号）に手数料を添えて提出しなければならない。

(平7規則16・一部改正)

(試験、検査の拒否)

第3条 市長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、試験、検査を拒否することができる。

- (1) 試験、検査の必要がないとき。
- (2) 研究所の業務上依頼に応ずることができないとき。

(手数料の額)

第4条 条例第2条に規定する手数料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項に定めのない試験、検査の手数料の額については、その都度別表に定める手数料の額に準じて、手数料を徴収することができる。

(平14規則83・一部改正)

(手数料の減免)

第5条 条例第4条の規定により手数料の減免を行うことができる場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 行政上の必要から、試験、検査を行うとき。
- (2) 経済的理由により手数料の全部又は一部を納めることができないと認められるとき。

2 手数料の減免を受けようとする者は、市長に手数料減免申請書（様式第2号）を提出し、承認を得なければならない。

(委 任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第16号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

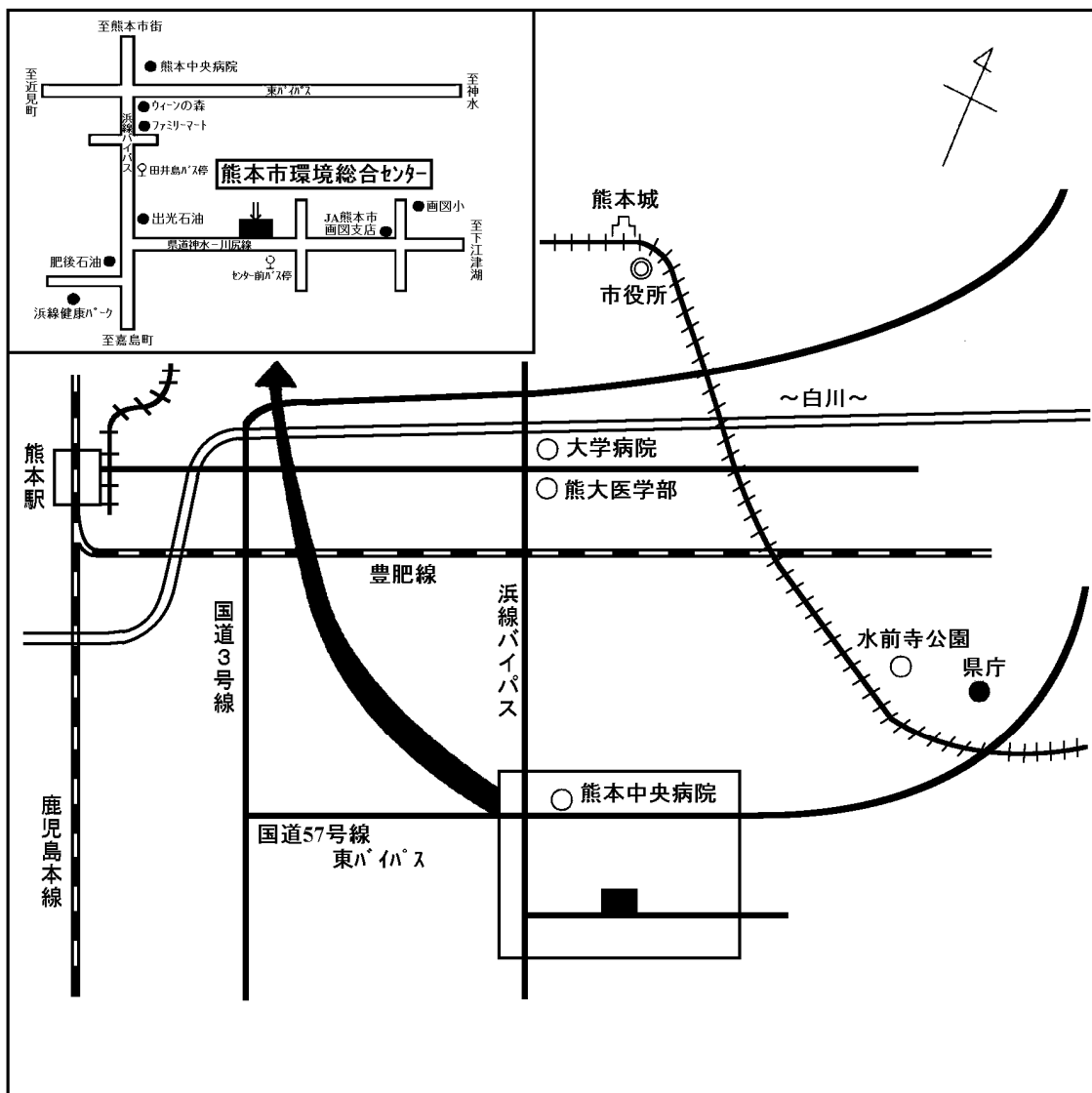
附 則（平成16年3月31日規則第17号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月13日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号、2号及び別表は省略



熊本市環境総合研究所報

平成20年度版

平成21年11月発行

編集・発行：熊本市環境保全局環境総合研究所

〒862-0946

熊本市画図町所島404番地1

TEL 096 (379) 2511

FAX 096 (379) 7783

印刷所：

この冊子は再生紙を使用しています。